

## 下水道法施行令の一部を改正する政令の施行について（お知らせ）

下水道法施行令の一部が改正され、下水道への排除基準が強化されましたので、お知らせいたします。

下記の基準物質を使用または、排出する可能性のある事業者の皆様におかれましては、引き続き適正な処理、処分をお願いいたします。

なお、排除基準値を満たすことが出来ない場合は、除害施設等を設ける必要があります。

### 記

#### ○改正内容

基準物質	トリクロロエチレン
新基準	0.1mg/L以下（旧基準0.3mg/L以下）
適用日	平成27年10月21日
猶予期間	既存の特定事業場には、6箇月間（一部の特定事業場は1年間）の猶予期間があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・特定事業場：特定施設を設置している事業場</li><li>・一部の特定事業場：水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設</li></ul>

※暫定基準の適用期間の起算日は、改正省令施行日（平成27年10月21日）となります。

問合せ先  
福知山市上下水道部下水道課施設係  
福知山市字堀(水内)945番地  
電話：0773-23-2086 FAX：0773-22-6540